



地域脱炭素化促進事業の促進区域等の基本的考え方

2021年10月



【参考】地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市
町
村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**
検討

協議会

協議会等において、
● 環境保全上の支障の
おそれのないよう「**促進区域**」を議論
● 市町村として事業者を求める
・ **地域の環境の保全のための取組**
・ **地域の経済及び社会の持続的発
展に資する取組** 等

※改正法21条5項各号

も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

事
業
者

事業の
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における
事業者を求める左記の取組
を満たした事業計画を認定

※改正法22条の2

促進区域等の設定の基本的考え方①

- これまでの御議論を踏まえ、促進区域等の設定の基本的考え方を以下の通り整理。

<地域脱炭素化促進事業の仕組みの趣旨>

- 地域脱炭素化促進事業の推進の仕組みの趣旨は、再エネ事業について、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげ、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進すること。**その際、再エネは地域資源であり、その活用は、**地域を豊かにしうるもの**との認識が重要。
- 地域脱炭素化促進事業に係る「促進区域」・「地域の環境の保全のための取組」・「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」（以下「促進区域等」）の設定は、再エネ導入拡大に向け、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みであり、国や都道府県が設定する環境配慮のルールを踏まえ、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、**事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、予見可能性を高めるもの。**

<促進区域等の設定に当たって重要となる視点>

- 促進区域等の設定については、**地域の将来像を描き、まちづくりの一環として考えることが重要。**地域の様々な再エネポテンシャルを把握して中長期の再エネ目標を立て、既存の制約を所与とするのではなく、土地利用、インフラの在り方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが必要。また、エネルギーの供給側だけでなく需要側とセットで検討することが重要。さらに、時期に応じて見直すことが重要。
- 促進区域は、地域の将来像の検討とあわせ、その「候補地」となりうるエリアを幅広く検討する。その上で、個別の促進区域については様々な検討方法がありうるものであり、その類型等については次頁の通り。
- また、目標と促進区域の関係についての考え方は、次々頁の通り。
- 促進区域内に事業を誘導するためには、**促進区域内で行われる事業へのメリットにつなげる必要がある。**

促進区域等の設定の基本的考え方②

<促進区域の性質・類型等>

- 地域の将来像、長期的な区域全体の温室効果ガス排出削減目標および再エネの導入目標とセットで考える観点から、**個別事業の立案に先立ち、地域の再エネ導入の方針を決める上位計画の段階で、地域全体を見渡した検討を行うことが重要。**
- その上で、**可能な限り広域でのゾーニングを行うことが最も理想的な考え方となる。**他方、短・中期的な再エネ導入促進の観点からは、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい、「**公有地・公共施設**」や「**地区・街区単位**」での検討から段階的に取り組むことも考えられる。この場合、**促進区域が設定された後、申請される個別事業ごとに認定の検討が別途行われる。**
 - ✓ これらの促進区域は、市町村が、**既存の情報を基に、環境保全上の支障のおそれのないように、事業に求める「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」による対応を含め、地域における合意形成を図りながら設定する。**環境配慮に当たっては、促進区域から除外するのみならず、市町村の定める「地域の環境の保全のための取組」等も組み合わせることで、適切かつ幅広く促進区域を検討する。
 - ✓ ただし、**促進区域設定時には、市町村が実務的に把握可能な範囲で、その時点で明らかになっている既存情報に基づき、予見可能な範囲で支障のおそれを回避するものであり、個別事業の計画立案時に、現地調査を含むより詳細な調査等により新たな情報が得られ、支障のおそれが判明するとの不確実性は残るものである。**
 - ✓ このため、**促進区域が設定された場合においては、事業計画を立案しようとする事業者にとって地域の受入れの観点から一定の予見可能性が生じ、事業者の参入が促進されることが期待される。**その上で、**個別事業の計画適合性等については、別途、事業計画認定に当たり市町村が確認することとなる。**（促進区域内で事業計画を立案する場合であっても、「地域の環境の保全のための取組」として、個別事業計画の立案に当たっては環境配慮の観点から必要な調査や環境保全措置等を行うことが必要な場合がある。）
- 一方、段階的な取組という観点からは、**個別事業が前提となる「事業者提案型」**もありうる。この場合は、累積的影響の観点なども含め地域の将来像も踏まえつつ、**促進区域と事業認定が同時に検討され、事業計画認定に係る合意形成の中で促進区域等の在り方も検討されることとなる。**

促進区域等の設定の基本的考え方③

<区域の温室効果ガス削減目標・再エネ目標と促進区域の関係>

		中期的な視点	長期的な視点
実行計画全体の目標	区域全体の削減目標	(国：2030年度46%。50%の高みを目指す) ・ 個別の対策・施策の積み上げによる目標 ・ 長期の削減目標を踏まえた検討が必要	(国：2050年カーボンニュートラル) ・ 目指すべき将来像としての目標 ・ 区域の将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要
	施策の実施に関する目標のうち再エネ目標（導入容量目標）(kW)	・ 地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネの導入量	・ 地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に設定される目標（対策・施策の積み上げによる目標ではない）。 ・ 区域の将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を合わせて検討することが重要
地域脱炭素化促進事業の目標等	促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（※））	・ 中期的な再エネ目標を達成するための施策（事業）を実施する区域 ・ 右記の広域ゾーニングを踏まえ、社会的制約等が少ない等のエリアが短期的には事業の実施可能性が高いと考えられる。	・ 長期的な区域全体の削減目標・将来ビジョン、再エネ目標を踏まえつつ、区域における広域ゾーニングを行うことによって導出される区域
	地域脱炭素化促進事業の目標	・ 促進区域と一体的に検討がなされる、中期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（事業件数、導入容量、地域経済効果等）	・ 促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（導入容量、地域経済効果等）

なお、施策の実施に関する目標のうち再エネ目標と、地域脱炭素化促進事業の目標は内容が重なる場合もあると考えられる。

※地域脱炭素化促進事業の対象の範囲の考え方は資料3を参照。

<促進区域等を巡る合意形成や広域連携等>

- 促進区域等の設定に当たっては、円滑な地域の合意形成を図ることが、事業の予見可能性の向上の観点からも重要。
- このため、協議会の活用が考えられる。協議会には、個別事業を想定せず地域の将来像を検討する場合などは、地域における幅広いステークホルダーや専門家、関係行政機関等の参画が考えられる。一方、特定の事業が想定されている場合など、協議事項に応じて構成員を柔軟に検討することが必要であると考えられる。
- 市町村が実務として実施可能であることが必要。例えば、既存の枠組みを活用することが効率的な場合もあると考えられる。また、広域的な検討を促しリソースを補う観点からも、都道府県が支援しつつできるだけ広域で検討を進めたり、隣接市町村が連携して開催するといった工夫も考えられる。さらに、必ずしも協議会という形だけでなく、地域の実情に応じて、様々な手法を用いることも可能。
- 円滑な合意形成の観点から、区域の再エネ目標を踏まえつつ、促進区域のあり方とともに、地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を含め、総合的に検討することが重要。

ご議論いただきたい事項

- 本日は、地域脱炭素化促進事業の推進に関する各論を御議論いただくこととし、本資料では、地方公共団体実行計画の記載事項に関する個別論点（環境配慮、促進区域等の検討手順）を御議論いただきたい。

実施すべき事項	実施主体	論点	実施すべき事項のイメージ
<p>1. 国の環境配慮基準の設定</p> <p>国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p>	国	<p>論点① 環境配慮の考え方</p>	
<p>2. 都道府県の環境配慮基準の設定</p> <p>都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p>	都道府県		
<p>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定</p> <p>市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p>	市町村	<p>論点② 検討手順</p>	<p>＜地方公共団体実行計画＞</p> <p>促進区域・地域の環境の保全のための取組等</p> <p>・協議会での協議</p> <p>前回検討</p>
<p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の作成</p> <p>事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p>	事業者	<p>論点③ 対象事業の内容</p>	<p>＜地域脱炭素化促進事業計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 
<p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</p> <p>事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p>	市町村		

本資料でご議論いただきたい事項

資料3でご議論いただきたい事項

論点①環境配慮の考え方

- 改正地球温暖化対策推進法においては、環境配慮に関連するルールとして、市町村の促進区域に関する基準（環境省令、都道府県）と、市町村が地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」がある。適切かつ広範な促進区域の抽出に向け、これらを組み合わせて環境配慮を確保する。
 - 具体的には、
 - A：市町村が促進区域から**一律に除外すべきエリア**を示す。
 - B：一律に除外すべきとまで言えないエリアや、性質上環境保全の観点から配慮が必要な事項については、市町村が促進区域の設定に当たり**考慮が必要なエリア・事項**として示した上で、促進区域に入れるかどうかの検討を求める。その上で、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「**地域の環境保全の取組**」に**適切な措置**（※）を位置付けることで**促進区域に設定可能**とする。
 - ※ 例えば、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査・順応的管理による対応を含む。）
- としてはどうか。
- これらのルールについては、**全国一律に適用すべきものについては環境省令で、地域の実情に応じて適用すべきものについては都道府県が基準として、それぞれ示すこととなる**（都道府県基準の策定手順は、環境省令で策定）。
 - さらに、市町村における計画策定が円滑に進むよう、**地方公共団体実行計画マニュアルにおいて、環境省令や都道府県基準に照らした判断に必要な情報収集や検討の具体的な手順や環境省令や都道府県基準以外で検討に含めることが考えられる事項**について、**技術的助言としてわかりやすく示すことが重要**ではないか。（例：収集すべき既存情報や検討フロー）

A：市町村が促進区域から一律に除外すべきエリア

- 環境省令において示す市町村が促進区域から一律に除外すべきエリアとしては、**環境保全の必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されているエリア**としてはどうか。
(環境省令で示すことが考えられるエリアの例)
 - ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法）
 - ・国立/国定公園の一部（自然公園法）
※自然公園法の規定（審査基準）において再エネの立地を原則として認めていないエリアを想定
 - ・鳥獣保護区内における特別保護地区（鳥獣保護管理法）
 - ・生息地等保護区（種の保存法）
- 土地の安定性に関しては、**土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリア**についても位置付けることも考えられるのではないかと（後述するBと共通）。
- 都道府県においては、**法や条例に基づき上記と同趣旨で都道府県により指定されているエリアの中から、地域の特性に応じて当該都道府県内の市町村が一律に除外すべきエリアを示すこと**としてはどうか。
- 上記検討に当たっては、**地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・付属されるか、土地に設置されるか等）**を踏まえた検討が必要ではないかと。（後述するBと共通）

※ なお、再エネ海域利用法の対象とする一般海域については、促進区域から除外。

B：市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要なエリア等①

- 環境省令において示す一律に除外すべきとまで言えないものの環境保全の観点から配慮が必要なエリアや、性質上環境保全の観点から配慮が必要な事項としては、環境保全の観点から**再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要なエリア（Aを除く）**や**環境保全の必要性が高いもののエリアでの規制が行われていない事項を示す**こととしてはどうか。

（環境省令で示すことが考えられるエリア・事項の例）

- ・国立/国定公園のA以外の区域（自然公園法）
※自然公園法に基づく指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを検討することを想定
- ・国内希少野生動植物種（種の保存法）の生息・生育への支障
- ・騒音による生活環境への支障

- 土地の安定性に関しては、**土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリア**についても位置付けることも考えられるのではないかと（前述したAと共通）。

- これらのエリア・事項については、市町村が実務的に対応可能であることが重要であり、市町村が**EADASや行政機関（地方環境事務所や都道府県）から既存情報を収集し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）**することとしてはどうか。

- また、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、**促進区域に含めた上で「地域の環境保全の取組」に適切な措置（※）を位置付ける**ことが可能としてはどうか。

※ 例えば、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査・順応的管理による対応を含む。）

B：市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要なエリア等②

(前頁からの続き)

- 都道府県においては、上記を踏まえつつ、**地域の特性に応じて事業の実施に係る環境の保全のために配慮すべき事項を検討した上で、当該都道府県内の市町村が考慮すべきエリア・事項を示す**こととしてはどうか。また、都道府県の環境配慮基準に従った促進区域内での認定事業については、アセス法の計画段階配慮書手続が省略されることを念頭に、都道府県においては、アセス法対象規模の事業については、アセス法の計画段階配慮書手続に相当する検討事項・手法を示すこととしてはどうか。
- 上記検討に当たっては、**地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態**（建築物に設置されるか、土地に設置されるか等）を踏まえた検討が必要ではないか。（前述したAと共通）
- なお、環境省令や都道府県基準以外の留意事項については、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにおいて市町村の検討の参考となる情報を示すこととしてはどうか。また、OECM（（保護地域以外の）その他の効果的な地域をベースとした保全手段）といった新たな概念の検討が進められていることも踏まえ、適時適切な情報のアップデートも重要か。

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例

- 環境アセスメント制度は、事業者において事業の実施場所等を検討する際には、事業を実施しようとする場所において、文献・聞き取り調査で明らかになる既存の情報に基づき、環境保全上の支障のおそれの有無や程度を予測・評価し、環境保全上の支障のおそれが認められる区域は除外する等により、予見可能な範囲で環境保全上の支障を回避・低減を図るものである。
この場合においても、事業の実施に当たっては、事業計画の詳細を詰めていく過程で現地調査を含むより詳細な調査等によって新たな情報が得られ、環境保全上の支障のおそれが判明するとの不確実性がある。
よって、事業の実施に当たっては、必要な調査を行った上で、調査により判明した環境保全上の支障のおそれを回避・低減できるよう事業計画を適切に検討し、適切な措置（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査・順応的管理による対応を含む。）を講じることが期待される。
- 改正地球温暖化対策推進法の仕組みにおいては、このような事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域の設定をする。
具体的には、既存の情報を基に、予見可能な範囲での環境保全上の支障のおそれを回避するように促進区域を設定するとともに、事業の実施に当たって新たな情報に基づき判明する環境保全上の支障のおそれについては「地域の環境の保全のための取組」に必要な措置（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事後調査・順応的管理による対応等）を市町村が位置付け、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保することが考えられる。
- このほか、「地域の環境の保全のための取組」において、地域の環境保全の取組として地域の課題を示し、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について事業の実施により環境が改善される、または新たな環境価値の創出を伴う（プラス面の環境影響をもたらす）事業計画とすることなどを位置づけることも考えられる。

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例

- 促進区域内において事業の実施に際して適切な措置が講じられることを担保するための「地域の環境の保全のための取組」の例として、
 - 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、反射光が差さないよう、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を行うこと。
 - 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を行うこと。
 - 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模（高さや大きさ）や配置を工夫すること、周辺景観に調和する色彩や形態とすること、できる限り見えないように植栽を施すこと。
 - 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間に行動圏においてストレスを与えると繁殖等に影響があることが分かっていることから、現地調査によって行動圏を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を行うこと。
 - 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育地の存在が明らかになっていることから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を避けること。
 - その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去を行うこと。
- などが考えられる。

【参考】環境配慮の体系

【国（環境省）の基準】

（環境省令①：改正法第21条第6項）

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に配慮すべき事項等を規定

【都道府県の基準の定め方】

（環境省令②：改正法第21条第7項）

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

踏まえて、都道府県が定める

【都道府県の基準】（任意） ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

【協議会】（改正法第22条）

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場合
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

【地方公共団体実行計画マニュアル等】（技術的助言）

- 国の基準（環境省令①）で示された、促進区域から除くべき、または、促進区域設定時に配慮が必要な保全・保護区域等の解説
- 都道府県の基準の考え方（環境省令②）で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- **地域の環境保全のための取組の考え方**（改正法第21条第5項第5号イ）
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

議論を踏まえて、市町村が設定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

踏まえて、市町村が検討・実施

【促進区域】 ※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

【市町村が定める「地域の環境保全のための取組」】 ※事業において講じるべき環境保全措置等（配置、規模の条件等）

【市町村が定める「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」】

論点②検討手順

論点② 市町村の促進区域等の検討手順（1 / 2）

- 市町村は、国や都道府県が設定する**環境配慮のルール**を踏まえ、①市町村のエリアから**除外エリア（前述A）**を除いた上で、REPOS等に掲載されている域内の**再エネポテンシャル**を踏まえ**促進区域**としうる場所を検討し、②当該場所に**考慮すべき事項・エリア（前述B）**が含まれているかどうか、EADASや行政機関（**地方環境事務所や都道府県の担当部署**）から**既存情報を収集し、把握する**。

※なお、市町村が、必要に応じて、更なる環境保全に関する既存情報の収集・把握を行うことも可能。

- あわせて、③**促進区域**としうる場所について、**環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件**（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）としてどのようなものがあるかについても、EADASや関係者から**既存情報を収集し、把握する**。

（社会的配慮・社会的条件とその取扱いの例）

- 農林地や漁港を促進区域に含めようとする場合の取扱いについては、農山漁村再エネ法に基づく促進区域の設定の考え方に準ずる。
 - 電力系統については、足下の制約はあるものの、ノンファーム型接続の拡大や、促進区域の抽出を通じてプッシュ型の系統整備を促すことも期待されるため、系統制約を理由に促進区域の設定ができないとすべきではない。ただし、促進区域内における事業についての系統確保の蓋然性については、事業計画認定に当たり考慮する。
 - 地方自治体の再エネ制限条例で規制されているエリアとの関係性を検討する など
- こうして得られた情報を促進区域としうる場所ごとに整理した上で、区域の再エネ目標も踏まえつつ、④**地域脱炭素化促進事業の推進**について、**デメリットの軽減・メリットの増大を図りつつ、総合的に判断して地域にとってのメリットをもたらすかどうかの観点から、促進区域の在り方や、促進区域内での事業に関する地域の環境保全の取組や地域貢献の取組として何を求めるか**、といったことについて検討し、協議会等も活用しつつ、合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが考えられるのではないか。

論点② 市町村の促進区域等の検討手順（2 / 2）

- こうした市町村の取組が円滑に進むよう、**国や都道府県として、どのような支援が必要か。**
 - 例えば、手順をわかりやすく地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルで整理・提示することに加え、
 - 環境省本省・地方環境事務所による積極的な助言・情報提供
 - REPOS・EADAS等での既存情報を不断にアップデートしつつ整理・提供
 - 市町村からの問い合わせに対応できるようなワンストップ窓口の設定
 - 関係者のリストの整理・提供
 - 許認可権者や計画策定支援者として協議会への参画・情報提供
- 等が期待されるのではないか。
- さらに、国として、先行的な自治体の後押しや情報収集・発信を行い相場観を形成していくことや、一定の再エネポテンシャルや除外エリア等を踏まえたマップを作成し、提供することも有効か。
 - 上記支援に加え、市町村の取組の動機付けとしてどのような取組が有効か。

【参考】農山漁村再生可能エネルギー法：基本計画の策定

- 農山漁村再生可能エネルギー法では、市町村を中心として基本計画を定める必要があることとされている。
- 計画を策定するプロセスの中で、関連分野の行政計画の内容などを踏まえた地域が目指すべき区域・産業の将来像や、促進区域の設定や事業実施の実施に伴って配慮すべき事項について検討することとなる項目で構成されている。

基本計画に盛り込むべき内容

項目	計画作成上のポイント
1. 再生促進による農山漁村の活性化に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮すべき事項の確認（例：未利用資源の賦存状況、土地利用状況等） ・ 農山漁村活性化に向けた他の政策との整合性 ・ 地域内で農林漁業が果たしてきた役割や現状、課題 ・ 促進する再生エネルギーの種類 ・ 売電収入を活用した農林漁業の発展の方向性
2. 設備の整備を促進する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先的に区域設定すべき土地（未利用地や荒廃した土地等） ・ 考慮すべき情報の参照（ポテンシャル情報、他産業への影響等） ・ 設定区域の範囲の妥当性の確認（整備予定の設備規模等）
3. 設備の種類及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備整備者や再生エネルギー発電の専門家等への意見聴取 ・ 事業化が可能な技術の活用
4. 農林地の効率的・総合的な利用確保を図る区域設定と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の農林業の発展方向を踏まえた具体的な取組の決定（例：荒廃農地再生や農地集積化等）
5. 農林漁業の健全な発展に資する取組（地域貢献の取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農林漁業の発展に資する取組で、かつ、実現可能な取組 ・ 発電事業の持続可能性への留意（事業収支、事業実施能力）
6. 自然環境保全との調和やその他農山漁村に関する配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境への配慮 ・ 必要に応じて影響調査と対策の検討
7. 農山漁村の活性化に関する目標と達成状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の設定（例：設備容量、設備計画認定件数、所得・雇用の増大等） ・ 目標達成状況の評価方法等の設定
8. 撤去及び原状回復	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備撤去に係る費用負担や土地等の原状回復に関する規定の設定
9. （省略）	（省略）
10. その他事項の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必要な事項の設定

協議会運営のフロー図



【参考】農山漁村再生可能エネルギー法：配慮事項

- 農山漁村再生可能エネルギー法における促進区域設定等にあたって配慮すべき事項としては、以下の事項が挙げられている。

農林漁業との調整に関する配慮すべき事項

※基本計画の項目2と関係

項目	具体的な配慮事項
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 未利用地や荒廃土地等から優先的に区域設定 以下の点への留意 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該設備整備区域の範囲の妥当性の確認（設備規模等と比較） ➢ 農林漁業の健全な発展を妨げない ➢ 地域の関係者の合意形成を図る ➢ 各法律を所管する行政機関との事前調整
個別事項： 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的取り扱い 農業振興地域の整備に関する法律で設定された農地の種類に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設定不可能：農用地区域内農地及び甲種農地 ➢ 原則設定不可能（一部荒廃農地は可能）：第1種農地 農業上の土地利用との十分な調整 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと（例：農用地の集団化、農作業の効率化等） ■ 風力発電・小水力発電・附属設備の場合 再エネ設備の用に供することが適当 地域内の他の土地で代替することが困難な場合に可能等
林地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保安林 保安林指定のない森林に係る林地を優先的に設定 保安林指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないこと ■ 国有林 国有林野の管理経営に関する基本計画との調和（国有林野の管理経営に関する法律） 管轄する森林管理局との十分な事前調整 必要最小限の区域設定
漁港	<ul style="list-style-type: none"> 漁港の利用又は保全、当該水域の漁業に支障を及ぼすおそれがないこと

自然環境の保全等その他の配慮すべき事項

※基本計画の項目6と関係

項目	具体的な配慮事項
自然環境の保全との調和	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全との調和に配慮するとともに、必要に応じてこれらの自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討 以下の地域等の指定目的を踏まえ、当該地域等の保全に支障が生じないよう配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ① 自然公園法に規定する自然公園 ➢ ② 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域 ➢ ③ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区 ➢ ④ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区設定する促進区域の範囲の妥当性の確認
景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和	<ul style="list-style-type: none"> 農山漁村が有する景観が損なわれることのないよう配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観法（平成16年法律第110号）に基づく良好な景観の形成に関する計画との調和 良好な歴史的風致の維持及び向上への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域に固有の歴史、伝統を反映した関係者の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物・市街地等
周辺住民の生活環境に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活環境へ悪影響を及ぼす事項への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 騒音、排水、臭気等 ※ 協議会における関係住民の意見等を十分に踏まえる必要あり

【参考】農山漁村再生可能エネルギー法：地域貢献

- 農山漁村再生可能エネルギー法における促進区域の設定にあたって、ガイドラインなどにおいて示されている農林漁業の健全な発展に資する取組（地域貢献の取組）については、以下の通り。

農林漁業の健全な発展に資する取組の例

※基本計画の項目5と関係

取組例

農林漁業の健全な発展に資する取組

- ① 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保
 - 農地の簡易な整備等による農業生産性向上
 - 区域内農産物の販路拡大 等
- ② 農林漁業関連施設の整備
 - 区域内の販売所の整備・運営
 - 森林の間伐・間伐材の搬出費用負担
 - 農林水産物を活用した加工品開発～販売、飲食店等の整備・運営 等
- ③ 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進
 - 地域内事業者からの発電原料の買取
 - 発電時に発生する熱の農林漁業設備への活用
 - 保険料負担等による事業者の安定経営への貢献
 - 農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組 等
- ④ 副次的に得られた物品の有効利用の推進
 - 原料となる材料の引き取りによる発電の実施
 - 発電により発生した物品（堆肥等）の低価格での提供
- ⑤ 農林漁業者の確保の推進
 - 次世代農業者の育成、新規就農者の支援
 - 農地・農業用水等の資源の保安全管理や設備の長寿命化等に資する取組 等

地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気・熱の活用に関する取組

- 災害時の学校や病院等の公共施設への電力の優先供給や熱利用

該当しない事例

- 売電収入を活用した地権者への地代の支払 等

山林未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興

<概要>

- ・ 自治体：大分県日田市
- ・ 事業実施主体：(株)グリーン発電大分
- ・ 発電設備：木質バイオマス発電
- ・ 発電出力：5,700kW
- ・ 設備整備区域面積：27ha
- ・ 設備整備計画：平成25年7月認定
- ・ 運転開始時期：平成28年11月



発電施設の外観

<特徴>

- ・ 既存の発電設備への本法の設備整備計画の認定により出力制御の優遇措置を受け、安定稼働を図る。
- ・ 協議会での議論をヒントに、排余熱の農業利用に追加的に着手し、イチゴの出荷を開始。
- ・ 未利用材を一定の価格で買い取ることで、排余熱供給等による木質バイオマス発電を農林業と地域の活性化につなげる。
- ・ 基本計画の作成についてマスコミ等を活用して情報発信することにより、日田市の取組を対外的にPR
- ・ 作成した基本計画をはじめとする本法の活用に関する全ての情報を市のホームページに掲載することによる市民の関心を高めている。



燃料となる
山林未利用材



燃料チップ



ビニールハウス内の様子